

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月8日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員13名＋推進委員2名）

農業委員（13名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 井田和義、12番 遠藤讓一、
13番 阿部進

推進委員（4名）

1番 松田隆治、2番 渡邊博信、12番 小田喜信、14番 藤島 勲

- 4 欠席委員（農業委員1名）
11番 占部 博

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 議案第13号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
及び令和4年度の目標と計画について

第3 報告事項

- (1) 報告第9号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第10号 農地法4条1項6号の届出について
- (3) 報告第11号 非農地証明願の提出について

- 6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 裕次
係長 松井 秀臣
主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めます。本日の委員14名中、13名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。10番 井田委員、11番の占部委員が欠席のため、12番 遠藤委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2 審議案件に入ります。
まず議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし) 無いようですので採決を行います。

議 長 事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番について、事務局より説明をお願いします。

【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を

お願いいたします。

- 委員 問題ありません。
- 議長 事務局からの説明、及び推進委員さんの報告を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質疑なし)
- 議長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 2 番について許可と決定いたします。
- 議長 長 つづきまして、議案第 10 号、農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係長 8 ページ議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして 9 ページ農地法第 4 条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号 1 番 説明】

- 議長 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さんは、本案件についての意見をお願いいたします。
- 委員 特に問題ありません。
- 議長 長 事件番号 1 番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 大丈夫です。特にございません。
- 議長 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし)
- 議長 長 よろしいですか。それでは他に無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。(全員賛成) 全員賛成でございますので、事件番号 1 番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 つづきまして、議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請につ
きまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務
局より説明をお願いします。

係 長 15ページ議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請につ
きまして16ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さんは、本案件についての意見をお
願いいたします。

委 員 特に問題ありません。

議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましても意見をお
願いいたします。

委 員 特にございませぬ。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質
疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし)

議 長 よろしいですか。それでは他に無いようですので採決を行います。承認
することに賛成の方は挙手願います。(全員賛成) 全員賛成でございます
ので、事件番号1番につきましても、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
よる農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説
明をお願いします。

係 長 23ページ議案第12号 農用地利用集積計画の決定につきましても、2
4ページをご覧ください。農用地利用集積計画による所有権移転でござ

います。まず、機構より個人への移転として

【説明】

引き続き、個人より機構への移転として

【説明】

次に26ページをご覧ください。
農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【説明】

27ページが、新規分となり、農業者2名、合計面積が3筆の5,237㎡となっています。

議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 　書類の押印等、不備がないよう注意してください。

議 長 　ほかにありませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 　次に、議案第13号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度の計画についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

担 当 　28ページ議案第13号 令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度の目標と計画につきまして、29ページ以降をご覧ください。
はじめに、この制度につきましては、毎年、年に1度、国の通知に基づき、「農業委員会の適正な事務実施について」、農業委員会が目標計画を作成し、その結果を点検・評価、公表を行っているものでございます。

内容につきましては、目標計画の方でご説明します。37ページをご覧ください。こちらは、令和4年度宮若市農業委員会の目標の素案となっております。まず、1番農業委員会の状況ということで、概要プロフィールを掲載しております。

次のページをご覧ください。ここから具体目標となります。1番の成果目標をご覧ください。

(1) 農地の集積につきましては、現状の集積面積が646haとなっておりますが、これを令和5年度までに651haとする目標でございます。これは、昨年の委員改選の際に決定いただいた最適化指針の数値を参考としております。

次に(2) 遊休農地の解消でございますが、①現状で、本市の遊休農地面積は17haで整理しております。このうち②目標で、比較的状态の軽い緑区分の遊休農地の面積は11.5haと分類しておりますが、今年度2ha解消する目標としております。それから、ここで一つ訂正をお願いいたします。一番下のイ新規発生遊休農地の解消の欄に、4.5haと掲載しておりますが、こちらは県の通達により、今年度までは目標値の掲載が不要とのことですので、数値の削除をお願いします。

次に、39ページ(3) 新規参入の促進をご覧ください。

こちらは、新規参入者の数と、その該当者が取得した農地面積でございます。本市の新規就農者につきましては、過去3年に5名の方が認定されておまして、親元であっても、親御さんとは分離して農業経営をされておられます。ですが、こちらの表に記載する要件として親元就農は除く等の要件がございます。それで、すみませんが、再度数値の訂正をお願いします。現状の表の欄で元年度が0経営体、0haとなっておりますのを1経営体と1haに訂正願います。そして隣2年度に1経営体と2haとなっておりますのを、0と0に訂正をお願いします。この元年度のお一人の方は、親元就農でない方を計上しております。

次に最適化活動の活動目標に移ります。一人当たりの活動日数は月に5日は最低要件となっておりますので記載しております。次の、活動強化月間につきましては、遊休農地対策として、10月に予定しております班別会議をこれにあてております。さらに、最後の新規参入相談会への参加としておりますが、年に最低1回、少なくとも委員1名の参加が求められておりますので、こちらに記載しております。

以上、ご説明して参りましたが、これらの項目は国の統一様式に沿ったもので、本市独自に定めているものではありません。また今年度から様式も一部変更になっております。これは、「農地利用最適化交付金」、こちらの補助金の算定基礎として恐らく来年度から目標の達成度合いが

評価されると思われます。

ですから、目標値の設定につきましては、市の「最適化指針」の数値を参考としており、各委員さんの活動目標につきましても、今年度は取り組みの初年度であることから、高い目標設定はせず、達成の見込める内容で素案を作成しております。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたとおりとなります。こちらに関しては、適正な事務実施に伴う計画という事ですが、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

委 員 　計画書は良くできたものと思います。担い手の育成であれば、このような計画でいいと思うが、農業に対する結果が見えない。現実問題、米価は安く、資材は高騰で収益が望めない。農業に対する魅力がない。今のままでは農業が続いていかない。JAなどを入れてやっていかないと、計画は計画のままとなりそう。目標に対して不可能な数値になりそうで心配。JAなどがいかに販売していくか。を見直していただけたら安心できると思う。

係 長 　来週から班別会議を実施します。その中で、各班今年度の年間計画を決めていただきます。そこで、これだったら全体でできるんじゃないかという内容を提案いただきたいと思います。人農地プランの取り組みは次年度になるかもしれませんがよろしく願いいたします。

局 長 　人農地プランについては、国の方向性に基づき、新たに協議会を組織する準備をしております。JA・農業委員会・担い手・地域全体で取り組む予定です。少し時間を頂きますがよろしく願います。

議 長 　普及センターの会議でも育成協議会が開催されております。後継者の育成などの計画が検討されていますが、なかなか実行は難しいものです。行政とJAのタイアップが必要ですね。生産物は何を組み合わせかというような。それから、地域の農業高校や大学に通う学生の人数の把握などはできているのですか。

局 長 　誰が行っているという細かい情報まではありませんが、普及センター、農林事務所、市、JA担当と農政連絡会を行っている。研修を何名受けているので就農につなげましょうという情報交換はしています。新規就

農に何名かつながっております。

委員 農業委員会は国の施策の話をよくされるが、行政、JA、農家の共通認識が足りない、農業委員会だけではできないと思います。農業問題に対する共通認識が必要。勉強会しながら農業委員会はいろんな組織に協議していく必要がある。それぞれバラバラではなく。

局長 ご指摘のとおりです。そのことから、協議会の設置が進められている状況です。少し時間がかかるかもしれませんが、農業委員会、市農政、JA、普及センター、担い手の方との会議をしたいと思っております。

議長 少子高齢化、高齢者のリタイヤ、農業に参入しても生活が成り立たない。そこで中間管理機構が生まれた。最初の5年位は急激に集積が進んだが、以降はさっぱり進まない。条件の悪いところが残った。そして現在、半農エックスとなった。その解決策が、人・農地プランです。これを地域に下ろしていかないと解決には進まないと思います。

委員 組合員と一番接触のあるJAが、このような内容をまったく知らない。立派な計画が末端まで届いてない。農業を守るという意識。

議長 前市長は高齢農家を支援する施策を検討していた。しかし、頓挫したような形になった。

委員 20年前は遊休農地などほとんどなかった。農業に対する魅力が高かったと思います。新市長からもこれからの宮若市の農業の目指す姿を聞きたいと思います。

議長 他にございませんか。無いようですので採決をいたします。全員賛成で承認をいたします。

議長 次に日程第3、報告事項でございます。
報告第9号、農地法第18条第6項の合意解約について、
報告第10号、農地法第4条第1項第6号の届出について
報告第11号 非農地証明書の届出について
一括して、事務局より説明をお願いします。

係長 40ページ、報告第9号 農地法第18条第6項の合意解約につきまし

て、41ページをご覧ください。農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

外2件、合計面積が4筆6,677㎡の報告となります。

引き続き、42ページ報告第10号 農地法4条1項6号の届出につきまして、43ページをご覧ください。農地法4条1項6号の届出に係る報告表です。こちらは、2a未満の転用についての報告です。

【1番説明】

【2番説明】

引き続き、51ページ報告第11号 非農地証明願届出につきまして、申請がありました非農地証明願について、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項」に従い、非農地判断基準に沿って「非農地」と判断された土地について、承認を求めるものであります。

52ページ、非農地証明願届出書をご覧ください。非農地証明願に伴う不許可転用確認報告表です。

【説明】

議 長 ただ今の事務局からの報告、第9号から第11号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますことから、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。